

平成28年 地方分権改革に関する提案募集への提案項目

期	分野	提案項目	内容	根拠法	関係府省庁	見込まれる効果等	共同提案等
1	観光振興	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制の緩和(用途変更における規制緩和)	空き家などの戸建住宅を一定条件の下で宿泊施設として利用するため、住宅とみなして法適用し、ホテル・旅館への用途変更を不要とする。 住宅とみなす法適用ができない場合、住宅からホテル・旅館に用途変更を行う際の、建築基準法上の規制(界壁・間仕切壁、排煙設備の設置、内装制限、屋内階段の寸法)を戸建住宅と同様の基準に緩和する。	建築基準法第26条、第35条、第35条の2、第36条、第87条、別表第1 建築基準法施行令第23条、第114条、第126条の2、第128条の4、第129条	国土交通省	○宿泊施設不足の解消、空き家の有効活用	
2	観光振興	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制の緩和(用途変更の確認申請手続の緩和)	戸建住宅を宿泊施設とする用途変更の確認申請を不要とする規模を100㎡から300㎡に引き上げ、300㎡以下の建物の確認申請を不要とし、旅館業法の許可申請時に提出される申請書により審査を行うことにより、手続の簡素化を図る。	建築基準法第87条 別表第2	国土交通省	○宿泊施設不足の解消、空き家の有効活用	
3	観光振興	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制の緩和(ホテル・旅館建築制限地域における建築許可の明確化等)	ホテル・旅館の建築制限地域における建築の許可基準の明確化及び特別用途地区内で規制を緩和する条例を制定する場合の国土交通大臣の承認を同意を要しない協議とする。	建築基準法第48条、第49条	国土交通省	○宿泊施設不足の解消、空き家の有効活用	
4	観光振興	戸建住宅を宿泊施設として利用するための各種規制の緩和(消防用設備の設置義務の緩和)	ホテル・旅館に設置が義務付けられている消防設備(消火器具、自動火災報知設備、誘導灯・誘導標識、防災物品)の設置義務を緩和する。	消防法第8条の3、第17条 消防法施行令第4条の3、第7条、第10条、第21条、第26条	消防庁	○宿泊施設不足の解消、空き家の有効活用	

期	分野	提案項目	内容	根拠法	関係府省庁	見込まれる効果等	共同提案等
5	観光振興	広域観光周遊ルート形成促進事業推進に向けた、レンタカー使用場所変更手続等の緩和	瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を向上(レンタカーの活用)させるため、ITの活用等によりレンタカーの使用位置を把握・管理できる場合は、道路運送車両法及び車庫法による使用場所変更後15日以内での変更登録手続等を不要とする。	道路運送車両法第12条 自動車の保管場所の確保等に関する法律第7条	国土交通省 警察庁	○観光客の周遊環境の利便性の向上	
6	観光振興	広域観光周遊ルート形成促進事業推進に向けた、レンタカー型カーシェアリングの使用場所変更手続等の緩和	瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を向上(レンタカー型カーシェアリングの活用)させるため、イベント時など配置期間が短期間(1か月以内)の場合は、観光庁の認定ルートなど特定エリアに限り、道路運送車両法及び車庫法による使用場所変更登録等の手続を不要とする。	道路運送車両法第12条 自動車の保管場所の確保等に関する法律第7条	国土交通省 警察庁	○観光客の周遊環境の利便性の向上	
7	観光振興	第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大	現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域であるが、隣接都道府県まで拡大する。	旅行業法施行規則第1条の2第3号	国土交通省	○地域に根差した中小旅行業者の参入による事業者の競争力強化、旅行の提供機会の充実	中国地方知事会
8	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	幼保連携型認定こども園の施設整備については、交付金事務が厚生労働省所管と文部科学省所管に分割されており、平成28年から協議書様式が統一されるなど事務負担軽減が図られたものの、依然として事業者へ二重の事務が発生していることから、制度を一元化する。	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府 厚生労働省 文部科学省	○交付金制度の一元化による事務の効率化	中国地方知事会
9	医療・福祉	保育士登録の取り消しに係る国関係機関からの円滑な情報提供	保育士は、禁錮以上の刑に処せられるなど欠格事由に該当する場合、児童福祉法の規定により、保育士登録を取り消さなければならないが、刑の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に事務を執行できないため、国関係機関からの円	児童福祉法第18条の5及び第18条の19	厚生労働省 法務省 警察庁	○都道府県事務の適正な執行	中国地方知事会

期	分野	提案項目	内容	根拠法	関係府省庁	見込まれる効果等	共同提案等
			滑な情報提供に係る仕組みの構築を求める。				
10	医療・福祉	地域がん診療連携拠点病院の指定要件の緩和及び外来放射線治療加算対象の追加	医療機能の分化・連携を促進するため、地域がん診療連携拠点病院の指定要件を、「施設単位」から「連携する病院群単位」に弾力化し、また、病院群として指定を受けた場合も、他院入院患者の外来放射線治療加算が認められるよう、診療報酬算定方法を見直す。	がん診療連携拠点病院の整備について（H26.1.10厚生労働省健康局長通知） 診療報酬の算定方法（H20厚生労働省告示第59号）	厚生労働省	○病院機能の分化・連携の促進	中国地方知事会
11	土地利用・計画	半島振興計画に係る主務大臣への同意協議の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する場合に義務付けられている主務大臣への同意を要する協議を廃止し、計画策定後の主務大臣への届出制に改める。	半島振興法第3条第1項	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	○手続の簡素化による事務の迅速化	中国地方知事会
12	土地利用・計画	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定める場合、実務上行われている事前審査を廃止する。	離島振興法第4条第10項及び第11項	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	○手続の簡素化による事務の迅速化	中国地方知事会
13	農林水産	6次産業化ネットワーク活動交付金の事務手続の簡素化及び要件緩和	農林漁業者が6次産業化に向けた事業へ参画する際、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の策定が必須であり、6次産業化ネットワーク活動交付金においても、交付金事業実施計画の策定が必要なことから、内容が重複する項	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進	農林水産省	○手続の簡素化による事務の迅速化	中国地方知事会

期	分野	提案項目	内容	根拠法	関係府省庁	見込まれる効果等	共同提案等
			目の記載を省略するなど交付金手続の簡素化等を図る。	に関する法律 6次産業化ネットワーク 活動交付金実施要綱			
<u>14</u>	農林水産	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加，転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付について，都道府県の直接貸付制度に加え，漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに，転貸融資方式の場合，漁業信用基金協会による保証の対象とする。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項 中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	○漁業従事者等の資金調達手段の多様化	中国地方知事会
<u>15</u>	その他	国直轄事業を都道府県が行う場合の会計法の見直し	国の直轄事業を受任する場合，入札・契約事務等について，会計法等の規定を準用する必要があるが，県の規則等と基準が異なる。受注業者等に混乱が生じないように，地方自治法や県規則等に基づき執行できるように会計法の見直し。	会計法第29条の6第1項，第48条第2項 予算決算及び会計令79条，85条 ほか	総務省 財務省 環境省	○入札・契約事務の効率化及び迅速化	中国地方知事会

※番号に下線のあるものは，他県等の提案に賛同し，共同提案を行うもの。